

○福岡県立体育・スポーツ施設の利用、指定管理者の指定等に関する規則

平成元年三月三十日

福岡県教育委員会規則第七号

〔福岡県立総合プールの利用等に関する規則〕を制定し、ここに公布する。

福岡県立体育・スポーツ施設の利用、指定管理者の指定等に関する規則

(平七教委規則三・平一七教委規則一五・改称)

(趣旨)

第一条 この規則は、福岡県立体育・スポーツ施設条例（昭和六十三年福岡県条例第二十一号。以下「条例」という。）第十一条の規定に基づき福岡県立体育・スポーツ施設（以下「体育等施設」という。）の利用、指定管理者の指定等について必要な事項を定めるものとする。

(平七教委規則三・平一七教委規則一五・一部改正)

(利用日時)

第二条 体育等施設のうち、福岡県立スポーツ科学情報センターの利用時間は、九時から二十一時までとし、次の各号に掲げる日は、利用できないものとする。

- 一 休所日 十二月二十八日から翌年一月四日までの日
- 二 定期清掃日 月曜日（ただし、その日が休日（国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する日をいう。以下同じ。）に当たるとき又は指定管理者（条例第六条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）が特に利用を認めたときを除く。以下同じ。）

2 体育等施設のうち、福岡県立総合プールの利用期間及び利用時間は、別表のとおりとし、次の各号に掲げる日は、利用できないものとする。

- 一 休所日 十二月三十日から翌年一月一日までの日
- 二 定期清掃日 月曜日

3 体育等施設のうち、福岡県馬術競技場の利用時間は、九時から十七時までとし、次の各号に掲げる日は、利用できないものとする。

- 一 休所日 十二月二十九日から翌年一月三日までの日
- 二 定期清掃日 火曜日

4 体育等施設のうち、福岡県立総合射撃場（以下「射撃場」という。）の利用時間は、九時から十七時までとし、次の各号に掲げる日は、利用できないものとする。

- 一 休所日 月曜日及び火曜日並びに十二月二十九日から翌年一月三日までの日

二 木曜日。ただし、射撃場のうち散弾銃射撃場を除く。

5 前四項の規定にかかわらず、指定管理者が必要と認めるときは、教育委員会の承認を受けて、利用時間を変更し、又は臨時に休所し、若しくは開所することができる。

6 福岡県立スポーツ科学情報センターの宿泊に係る施設の利用時間については、指定管理者が別に定める。

(平七教委規則三・全改、平七教委規則九・平一一教委規則一・平一七教委規則一五・一部改正)

(利用時間外の利用)

第三条 全国大会等に参加するため、強化練習をする団体等は、指定管理者の承認を受けて使用時間外に利用することができる。

(平七教委規則三・平七教委規則九・平一七教委規則一五・一部改正)

(利用の制限)

第四条 飛込プール、クライミングウォール及びボルダリングウォールは、利用許可証（以下「許可証」という。）を有する者以外の者は利用できない。ただし、指定管理者が必要と認め、教育委員会の承認を受けて利用を許可したときは、この限りでない。

2 許可証は、利用許可証交付申請書によって申請のあった者のうち、指定管理者が適当と認めたものに交付する。

(平七教委規則三・平七教委規則九・平一七教委規則一五・一部改正)

(選手証)

第五条 選手証は、選手証交付申請書によって申請のあった者のうち、教育委員会が適当と認めたものに交付する。

(平七教委規則三・平七教委規則九・平一七教委規則一五・一部改正)

(申請書及び添付書類)

第六条 条例第七条第一項の教育委員会規則で定める申請書は、別記様式によるものとする。

2 条例第七条第一項第二号の教育委員会規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 団体の事業、活動内容に関する書類

二 団体の財務状況に関する書類

三 前二号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要と認めるものとして別に定める書類

(平一七教委規則一五・追加)

(管理及び利用の手続)

第七条 体育等施設の管理及び利用の手続については、条例及びこの規則に定めるもののほか、指定管理者が教育委員会の承認を受けて別に定めるところによる。

(平七教委規則三・平七教委規則九・一部改正、平一七教委規則一五・旧第六条繰下・一部改正)

(禁止行為)

第八条 施設内（建物内及びその用地内をいう。以下同じ。）においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- 一 面会若しくは寄付の強要、乱暴な言動又はけん^お悪の情を催す行為
- 二 示威又はけん騒にわたる行為
- 三 施設設備等の物件を汚損し、若しくはき損する行為又は施設内の美観を損ずる行為
- 四 通行の妨害となる行為
- 五 爆発又は引火のおそれがあるものの付近において火気を取り扱う行為
- 六 指定された場所以外で喫煙する行為
- 七 その他施設内管理上不適當と認められる行為

(令六教委規則五・追加)

(違反に対する措置)

第九条 指定管理者は、前条に掲げる禁止行為を行った違反者に対し、違反事項の是正、施設内への入場の拒否及び施設内からの退去を命じ、又はその他必要な措置をとることができる。

(令六教委規則五・追加)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成元年四月一日から施行する。

(福岡県営総合プールの使用等に関する規則の廃止)

- 2 福岡県営総合プールの使用等に関する規則（昭和四十一年教育委員会規則第四号）は、廃止する。

附 則（平成七年規則第三号）

この規則は、平成七年四月一日から施行する。

附 則（平成七年教委規則第九号）

この規則は、平成七年十月一日から施行する。

附 則（平成一一年教委規則第一号）

この規則は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則（平成一二年教委規則第四号）

この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成一七年教委規則第一五号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第四条の改正規定については平成十七年七月九日から施行する。この場合において、平成十八年三月三十一日までの間、改正後の第四条の規定中「指定管理者」とあるのは、「管理法人」と読み替える。
- 2 この規則による改正前の福岡県立体育・スポーツ施設の利用等に関する規則の管理法人に係る規定（第四条第二項を除く。）は、平成十八年三月三十一日までの間は、なおその効力を有する。

附 則（令和三年教委規則第四号）

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

附 則（令和六年教委規則第五号）

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式(第7条関係)

指 定 管 理 者 指 定 申 請 書

年 月 日

福岡県教育委員会 殿

(申請者)
主たる事務所の所在地
団体名称
代表者氏名

福岡県立体育・スポーツ施設条例第7条の規定により、次のとおり指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

公 の 施 設 の 名 称	
公の施設の所在地	
担 当 部 署 名	
担当者職名・氏名	
担 当 者 連 絡 先	電話() — ファックス() —

添付書類
1 事業計画書

(※ 添付書類は、必要に応じて追加すること。)

別表（第二条関係）

（平七教委規則三・追加、平一二教委規則四・一部改正）

使用区分	種類	利用期間	利用時間
個人使用	五十メートルプール	七月一日から九月三十日まで	九時から二十一時まで
	二十五メートルプール	十月一日から十月十四日の間を除く日	九時から二十一時まで （十月十五日から翌年の六月三十日まで（土・日・休日を除く。）は、十三時から二十一時まで）
	飛込プール	七月一日から九月三十日まで	九時から二十一時まで
	スケートリンク	十一月一日から翌年四月十日まで	九時から二十一時まで
占用使用	五十メートルプール	五月二十日から九月三十日まで	九時から二十一時まで
	二十五メートルプール	十月一日から十月十四日の間を除く日	九時から二十一時まで
	飛込プール	五月二十日から九月三十日まで	九時から二十一時まで
	スケートリンク	十一月一日から翌年四月十日まで	九時から二十一時まで